# ◆Ⅰ章　小学校及び中学校学習指導要領◆

## 1　改訂の経緯と趣旨

### （1）改訂の経緯

平成14年に文部科学省が実施した全国実態調査においては，小学校及び中学校の通常の学級において，学習障害（LD）・注意欠陥多動性障害（ADHD）等により学習や行動の面で特別な教育的支援を必要としている児童生徒が約６％程度の割合で在籍している可能性が示された。こうした状況を踏まえ，昭和22年以来約60年ぶりに行われた教育基本法の改正（平成18年），さらに学校教育法の改正（平成19年）を受け，学校教育法施行規則の一部改正（平成19年）が行われた。

これらにより小学校及び中学校に在籍するすべての障害のある児童生徒に対して，学習上または生活上の困難を克服するための教育を行うことが規定された。また，通常の学級に在籍しているLD又はADHDの児童生徒で，一部特別な指導を必要とする者については，適切な指導及び支援の充実を図るため，特別の指導（以下「通級による指導」）を実施することができることになった。あわせて，情緒障害者については，その障害の原因及び指導法が異なるものが含まれていることから，この分類の見直しをした（右参照）。なお，特別支援学級の設置については従前と同様であるが，「情緒障害特別支援学級」の名称が「自閉症・情緒障害特別支援学級」と変更になった。

**学校教育法施行規則第140条（一部）**

1 言語障害者
2 自閉症者
3 情緒障害者
4 弱視者
5 難聴者
6 学習障害者
7 注意欠陥多動性障害者
8 その他障害のある者で，この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

また，中央教育審議会では，「幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領などの改善について（答申）」（平成20年１月）によって教育課程改善の方針が示された。特別支援教育については，その課題を踏まえ，

①　社会の変化や子どもの障害の重度・重複化，多様化
②　複数の障害種別に対応した教育を行うことのできる特別支援学校制度の創設
③　幼稚園，小学校，中学校及び高等学校等における特別支援教育の制度化

などに対応し，障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した適切な教育や必要な支援を行う観点から，教育課程の基準の改善を図ることが示された。

この答申に基づき，幼稚園教育要領，小学校及び中学校学習指導要領が公示された（平成20年６月）。今回の改訂で小学校及び中学校学習指導要領の総則の中に，障害のある児童生徒などに対しての配慮が，初めて明記されたのである。

### （2）総則改善の要点

小学校及び中学校学習指導要領総則については，今回の改訂の趣旨が教育課程の編成や実施に生かされるようにする観点から次のような４本の柱で構成し，改善を行った。即ち，「ア　教育課程編成の一般方針」では基本方針が，「イ　内容等の取扱いに関する共通的事項」では外国語活動について，「ウ　授業時数等の取扱い」では年間授業週数が，「エ　指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」では教育課程の編成において特に配慮する必要のある事項が，それぞれ取り上げられている。特に，特別支援教育については次に述べる①～③のとおり明記された。

### ① 個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成

特別支援学級の指導に当たっては，児童生徒の障害の種類や程度を的確に把握し，個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容・指導方法の工夫を検討し，適切な指導を計画的，組織的に行わなければならない。今回の改訂では障害のある児童生徒一人一人について，例えば，指導の目標や内容，配慮事項などを示した計画（個別の指導計画）などを作成し，教職員の共通理解の下にきめ細かな指導を行うことが示されている。個別の指導計画作成については，特別支援教育コーディネーターや校内委員会が中心になり，必要に応じて，特別支援学校や医療・福祉などの関係機関と連携を図りながら，児童生徒の障害の種類や程度を的確に把握し，個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容・指導方法を検討・作成して，適切な指導を計画的，組織的に行うようにしたい。

また，家庭や医療，福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための個別の計画（個別の教育支援計画）を作成することも示された。これは，学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活も含め，長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要であるとの考えに立ったものである。連携を縦につなげていくことにより，一生涯に渡って支援がつながっていくことが期待される。

**小・中学校学習指導要領「第１章総則第４　指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項２（小７）（中８）」**

障害のある児童などについては，特別支援学校等の助言又は援助を活用する。

例えば，指導についての計画，または家庭や医療，福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより，個々の児童・生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的，組織的に行うこと。特に，特別支援学級または通級による指導については，教師間の連携に努め，効果的な指導を行うこと。

**小・中学校学習指導要領「第１章総則第４　指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項２（小 12）（中 14）」**

学校がその目的を達成するため，地域や学校の実態等に応じ，家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。

また，小学校間・中学校間，幼稚園や保育所，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに，障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

### ② 特別支援学校，関係諸機関との連携

総則には，「障害のある児童生徒の指導に当たっては，特別支援学校等の助言又は援助を活用する」としている。これは学校教育法第74条において，特別支援学校が地域のセンター的な役割を果たすことを努力義務として位置づけたことに基づいている。指導を充実するために，福祉・医療，外部の専門家など，関係諸機関との連携をすることが求められている。

### ③ 交流及び共同学習

障害のある児童生徒との交流及び共同学習は，障害のない通常の学級の児童生徒が障害のある児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり，同じ社会に生きる人間として，お互いを正しく理解し，共に助け合い，支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもある。

特別支援学級の児童生徒と通常の学級の児童生徒の間では，日常の様々な場面で活動を共にすることが可能である。交流及び共同学習を計画するに当たっては，双方の児童生徒の教育的ニーズを十分把握し，校内の協力体制を構築し，効果的な活動を設定することが大切である。

障害のある子どもと障害のない子どもが一緒に参加する活動は，相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と，教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があるものと考えられる。交流及び共同学習とは，このような両方の側面が

一体としてあることをより明確に表したものである。交流及び共同学習を進めるに当たっては，総合的な学習の時間や特別活動などを有意義に活用するとともに，学校は介護や福祉の専門家の協力を求めたり，地域社会や学校外の関係施設や団体で働く人々と連携したりして，積極的に交流を進めていくことが大切である。

## ２　教育課程の編成

### （１）特別支援学級

#### ①　特別支援学級の種類

小学校及び中学校には知的障害者，肢体不自由者，身体虚弱者，弱視者，難聴者，その他心身に障害のあるもののために，特別支援学級をおくことができる（学校教育法第81条）。長野県内には，平成21年４月現在，知的障害，肢体不自由，病弱･身体虚弱，弱視，難聴，自閉症･情緒障害の各特別支援学級が設置されている。

**【対象となる障害種】**
・知的障害者
・肢体不自由者
・身体虚弱者
・弱視者
・難聴者
・その他心身に障害のあるもの

#### ②　教育課程編成上の留意点

ア　特別の教育課程

特別支援学級は，障害があるために通常の学級における指導では十分に指導の効果を上げることが困難な児童生徒のために編制された少人数の学級であり，児童生徒の障害の状態に応じて，適切な配慮の下に指導が行われている。

特別支援学級は，学校教育法第81条第２項の規定による障害のある児童生徒を対象とする学級であるため，対象となる児童生徒の障害の種類，程度等によっては，障害のない児童生徒に対する教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当でない場合がある。そのため，特に必要がある場合は特別の教育課程によることができる（学校教育法施行規則第138条）。この場合，特別の教育課程を編成するとしても，学校教育法に定める小中学校の目的及び目標を達成するものでなければならないことは言うまでもない。

なお，特別支援学級において特別の教育課程を編成する場合には，学級の実態や児童生徒の障害の程度等を考慮の上，特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし，実情に合った教育課程を編成する必要がある。例えば，障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」を取り入れたり，各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替えたり，各教科を，知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校（以下知的障害特別支援学校）の各教科に替えたりするなどして，実態に応じた適切な編成をする。

**【特別な教育課程の例】**
①自立活動を取り入れる
②下学年の教科・内容に替える
③知的障害特別支援学校の各教科等に替える
　→　各教科等を合わせた指導の実施も可能となる

また，特別支援教育は一人一人の教育的ニーズに応じて行われるものであることから，個別の指導計画や個別の教育支援計画を基に教育課程の編成をすることが大切である。

イ　特別支援学級で使用する教科書の採択について

ａ　法的根拠

学校教育法附則第９条，同法施行規則第139条の規定により小中学校の特別支援学級において，特別の教育課程による場合，教科により当該学年用の検定教科書を使用することが適当でないときは，当該学校の設置者の定めるところにより，下学年の検定教科書や特別支援学校（知的障害教育）用文部科学省著作教科書，一般市販図書等，他の適切な教科

用図書を使用することができることとなっている。

文部科学省が作成している教科書には，視覚障害者用の点字教科書，聴覚障害者用の言語指導や音楽の教科書，知的障害者用の国語，算数，音楽の教科書がある。

b　教科書採択用の留意事項等

**【使用できる教科書】**
①下学年の検定教科書
②特別支援学校用文部科学省検定教科書
③一般市販図書
のいずれか

（a）当該学年の検定教科書を使用することが適切でない場合には，原則として，下学年用の検定教科書又は特別支援学校（知的障害教育）用の文部科学省著作教科書を採択することが望ましい。知的障害者のための特別支援学級における主要な教科用図書の使用形態の例は下の図のとおりである。

（b）小学校の特別支援学級において，特別支援学校（知的障害教育）用文部科学省著作教科書を使用する場合は，特別支援学校（知的障害教育）小学部と同様の使用法を原則とする。

また，検定教科書を使用する場合は，その採択地区内のものと同一のものを採択することとなる。したがって，中学校の特別支援学級において，小学校用の検定教科書を使用する場合には，当該採択地区内の小学校で使用されている教科書と同一のものを使用することとなる。

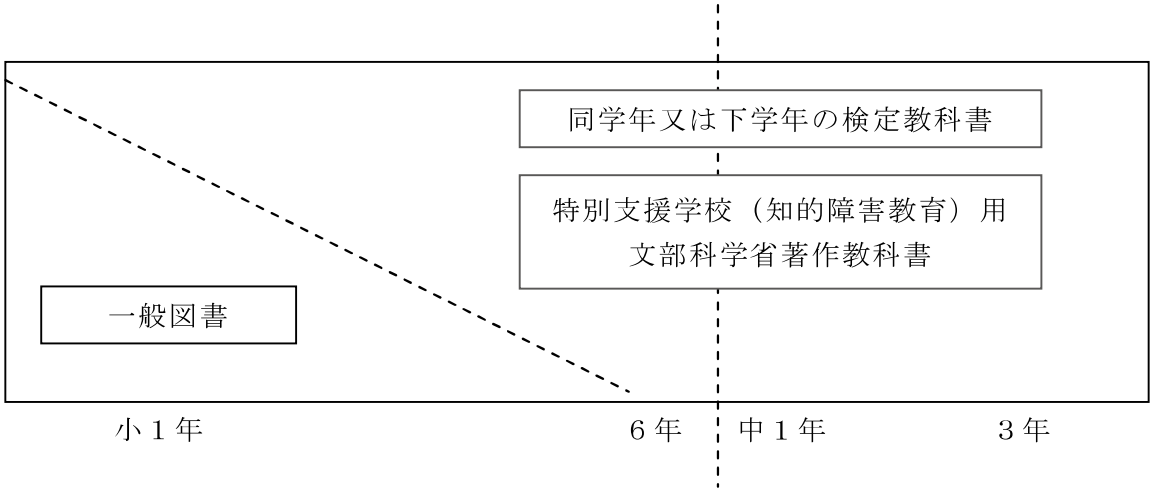


（c）下学年用，特別支援学校（知的障害教育）用教科書を使用することが不適切な場合にあっては，設置者の定めるところにより，一般市販図書を採択することができる。その際，教育目標の達成，上学年で使用する教科書との関連性等につき留意する必要がある。

（d）当該学年の教科書を使用することが適切でない児童生徒の場合でも，保護者や児童生徒自身が当該学年の教科書の支給を希望する場合も多い。しかし，教科書無償措置法との関連で一教科一教科書が原則になっているので，児童生徒や保護者の願いも考慮し，教科書の採択にあたっては十分な配慮をする必要がある。

（e）使用に当たっては，校内の教科書係や事務職員等と連携を図り，手続きに沿って市町村教育委員会に申し込む。

### ③　特別支援学級における指導

ア　知的障害特別支援学級における指導

知的障害特別支援学級では，必要に応じて特別支援学校の教育内容等を参考にしながら，小集団の中で，個に応じた生活に役立つ内容が指導されている。小学校では，体力づくりや基本的な生活習慣の確立，日常生活に必要な言語や数量，生活技能などの指導を実施している。また，中学校では，それらを更に充実させるとともに，社会生活や職業生活に必要な知識や技能などを指導している。

知的障害特別支援学校の教育課程を取り入れて指導している場合には，各教科，道徳，外国語活動（小学校５・６学年），特別活動及び自立活動を合わせて指導することも可能である。知的障害特別支援学級の指導の詳細については後に記載する。

イ　肢体不自由特別支援学級における指導

各教科，道徳，特別活動，総合的な学習の時間などのほか，自立活動として歩行や筆記などに必要な身体の動き，発語機能の改善や補助・代替手段の活用を促すなどのコミュニケーションの指導も行っている。指導に当たっては，一人一人の障害の状態に応じて適切な教材教具を用いるとともに，コンピュータ等の情報機器などを有効に活用して指導の効果を高めるようにしている。

ウ　病弱・身体虚弱特別支援学級における指導

入院中の児童生徒のために病院内に設置された学級（院内学級）がある。それぞれ，各教科等の学習や自立活動として身体面，精神面の健康の維持，改善を図るための指導を行っているが，特に病院内の学級では，退院後には入院前の学校に戻ることが多いため，入院前の学校と連携を図りながら学習を進めることが大切である。

エ　弱視特別支援学級における指導

各教科，道徳，特別活動，総合的な学習の時間などのほか，自立活動として弱視レンズの活用や視覚によってものを認識する力を高める指導などを行っている。拡大文字教材，テレビ画面に文字などを大きく映して見る機器，照明の調節など，一人一人の見え方に適した教材・教具や学習環境を工夫して指導している。

オ　難聴特別支援学級における指導

各教科，道徳，特別活動，総合的な学習の時間などのほか，自立活動として音や言葉の聞き取りや聞き分けなど，聴覚を活用することに重点を置いた指導や，音声言語（話し言葉）の受容（聞き取り及び読話）と表出（話すこと）に関する指導を行っている。また，言語（語句，文，文章）の意味理解や心理的な課題，人間関係などの改善についての指導も行われる。

カ　自閉症・情緒障害特別支援学級における指導

自閉症などと心因性の選択性かん黙などのある児童生徒を対象としており，自閉症などの児童生徒については，各教科等の学習に加え，自立活動として言語の理解と使用や，場に応じた適切な行動などができるようにするための指導が行われている。また，主として心理的な要因による選択性かん黙などがある児童生徒については，各教科等の学習に加え，安心できる雰囲気の中で情緒の安定のための指導が行われている。

自閉症・情緒障害特別支援学級における指導の詳細については後に記載する。

## （2）通級による指導（通級指導教室）

### ① 通級指導教室の種類

言語障害者，自閉症者，情緒障害者，弱視者，難聴者，学習障害者（LD），注意欠陥多動性障害者（ADHD），その他障害のある者のために小中学校には通級指導教室を設置することができる。（学校教育法施行規則第140条）。肢体不自由者と病弱・身体虚弱者は，「その他障害のある者」の中に，含まれる。

長野県内においては平成21年4月現在，言語障害通級指導教室，病弱通級指導教室（院内），学習障害（LD）／注意欠陥多動性障害（ADHD）児等通級指導教室が設置されている。

**【対象となる障害種】**
- 言語障害者
- 自閉症者
- 情緒障害者
- 弱視者
- 難聴者
- 学習障害者
- 注意欠陥多動性障害者
- その他障害のあるもの

**【学籍】**
通常の学級

**【形態】**
通級指導教室に通級する形態や，通級指導教室担当者が在籍校に訪問する形態

### ② 通級による指導の対象

通級による指導は，小中学校の通常の学級に在籍する比較的軽度の障害のある児童生徒に対して，主として各教科の指導を通常の学級で行いながら，前述した特別支援学級と同様の障害に応じた特別の指導を通級指導教室などの特別の指導の場で行う教育の形態である。また，通級指導教室担当の教員が，対象となる児童生徒の在籍する学校に行って必要な指導を行う場合についても，通級による指導の一形態として考えられる。しかし，校内の事情により，通常の学級に籍を置き，一部の学習を特別支援学級で行う場合は，制度上位置づけられた「通級による指導」とは異なることに留意する必要がある。

### ③ 教育課程編成上の留意点

ア　特別の教育課程

通級による指導は，障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導を特別の場で行う教育の形態であるため，教育課程については，特に必要がある場合は特別の教育課程によることができる（学校教育法施行規則第140条）。

**【指導内容】**
①主な学習は自立活動
②必要に応じて教科学習を実施

そのためには，特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし，例えば，障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」の内容を取り入れるなどして，個々の児童生徒の障害の状態等に応じた具体的な目標や内容を定め，学習活動を行うことが大切である。また，これに加えて，特に必要があるときは，特別の指導として，児童生徒の障害の状態等に応じて各教科の内容を補充するための指導を一定時間内において行うこともできることになっている。

また，特別支援教育は一人一人の教育的ニーズに応じて行われるものであることから，個別の指導計画や個別の教育支援計画をもとに教育課程の編成をすることが大切である。

イ　通級による指導に係る授業時数

通級による指導に係る授業時数は，年間35単位時間から280単位時間までを標準とされているほか，学習障害者及び注意欠陥多動性障害者については，年間10単位時間から280単位時間までを標準とされている。

**【指導時数】**
- 年間35～280単位時間
（学習障害者及び注意欠陥多動性障害者については年間10～280単位時間）

ウ　通級による指導における指導上の留意点

指導に当たっては，教師間の連携に努め，効果的な指導を行うために，通級による指導の担当教師だけでなく，他の教師との連携の下，効果的な指導を行う必要がある。

また，児童生徒が在籍校以外の小中学校又は特別支援学校において，特別の指導を受ける場合，当該児童生徒が在籍する小中学校の校長は，これら他校で受けた指導を，特別の教育課程に係る授業とみなすことができる（同規則第141条）。なお，このように児童生徒が他校において指導を受ける場合，当該児童生徒が在籍する小中学校の校長は，特別の指導を行う学校の校長と十分協議の上，教育課程を編成するとともに，学校間及び担当教師間の連携を密にする必要がある。

## （3）自立活動の指導について

### ①　教育課程上の位置づけ

小学校又は中学校の特別支援学級や通級による指導においては特別の教育課程を編成して指導することができる。この場合，特別支援学校のみに認められている，障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」を取り入れることで，実情に合った教育課程を編成する必要がある。

**【特別支援学級や通級による指導】**
自立活動を取り入れて指導することが可能。

**【通常の学級】**
自立活動の内容や指導方法などを参考にして指導。

特に知的障害特別支援学級を除く特別支援学級や通級による指導では，当該学年の各教科を履修しているため，自立活動の指導が占める割合は大きい。

しかし，通常の学級に在籍している特別な支援を必要としている児童生徒は，小学校および中学校の教育課程に基づいて指導がなされるため，自立活動を教育課程上に位置づけた特別の教育課程を編成することはできない。そのため，日常の指導については，自立活動の内容，指導方法などを参考にし，障害の状態等に即した適切な指導を行う必要がある。

### ②　自立活動の内容と取り扱い

自立活動の「内容」は６つの区分の下に，それぞれ３～５の項目が示してあり，全部で26の項目から成っている。自立活動の「内容」は個々の児童生徒について障害の状態や発達の程度等に応じて選定されるものであり，そのすべてを指導すべきものとして示されてはいないことに十分留意する必要がある。

自立活動は学校の教育活動全体を通じて適切に行わなければならない。その中心は授業時間を特設して行う自立活動の時間における指導であるが，各教科等の指導においても，自立活動の指導と密接な関連を図って行われなければならないことに留意する必要がある。

### ③　自立活動の指導の進め方

自立活動の指導にあたっては次の点に十分留意したい。

まず，１番目に指導内容の設定についてである。自立活動の６区分26項目の内容は，区分及び項目ごと別々に指導するのではない。児童生徒の実態を自立活動の区分ごとに整理し，実態把握から導き出された可能性の芽から，指導目標を設定する。また，指導目標を達成するために必要な自立活動の項目を選定し，それらを相互に関連付け，具体的な指導内容を設定することが重要である。

必要な区分及び項目の選定については，児童生徒が「興味・関心をもって主体的に取り組み，成就感及び達成感を味わうことができる内容」を取り上げることや「障害による学

習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲を高めることができる内容」を取り上げること，個々の児童生徒の発達段階を考慮し，「発達が進んでいる側面を更に伸ばすことによって，発達が遅れている側面を補う内容」，「自ら環境を整える内容」も取り上げること等に留意する必要がある。

２番目に指導は適切な評価に基づいて改善が行われることが大切である。自立活動は，指導の目標や指導内容についても個別に設定されていることから，指導の効果を評価するだけではなく，計画そのものの妥当性についても詳細な検討を行う必要がある。その際，指導の評価を適切かつ多面的に判断するためには，教師間の協力の下に評価を行うとともに，必要に応じて，外部の専門家や保護者等との連携を図っていくことも大切である。

**自立活動の指導の進め方**

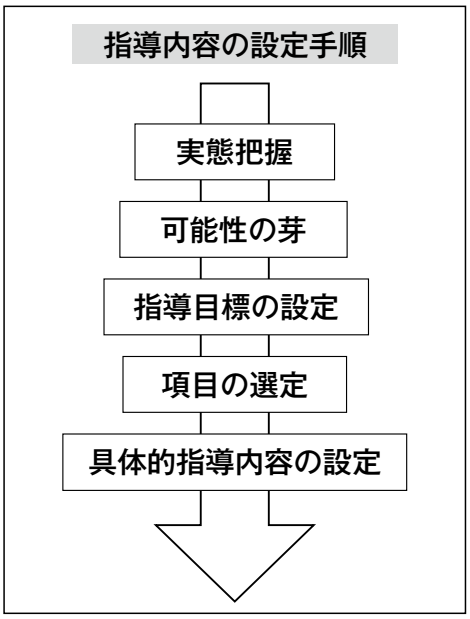


## 〈　自立活動の内容　〉

### １健康の保持

（１）生活のリズムや生活習慣の形成に関すること
（２）病気の状態の理解と生活管理に関すること
（３）身体各部の状態の理解と養護に関すること
（４）健康状態の維持・改善に関すること

### ２心理的な安定

（１）情緒の安定に関すること
（２）状況の理解と変化への対応に関すること
（３）障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること

### ３人間関係の形成

（１）他者とのかかわりの基礎に関すること
（２）他者の意図や感情の理解に関すること
（３）自己の理解と行動の調整に関すること
（４）集団への参加の基礎に関すること

### ４環境の把握

（１）保有する感覚の活用に関すること
（２）感覚や認知の特性への対応に関すること
（３）感覚の補助及び代行手段の活用に関すること
（４）感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関すること
（５）認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること

### ５身体の動き

（１）姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること
（２）姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること
（３）日常生活に必要な基本動作に関すること
（４）身体の移動能力に関すること
（５）作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること

### ６コミュニケーション

（１）コミュニケーションの基礎的能力に関すること
（２）言語の受容と表出に関すること
（３）言語の形成と活用に関すること
（４）コミュニケーション手段の選択と活用に関すること
（５）状況に応じたコミュニケーションに関すること